

平成20年3月31日

告示第56号

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事のうち、優れた建設工事（以下「優良建設工事」という。）に対する表彰の実施に関し必要な事項を定め、もって市内の建設業者の建設意欲を高め、建設工事の適正な施工及び技術の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいい、「建設業者」とは、同条第3項に規定する建設業者をいう。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象となる建設工事は、表彰する年度の前年度に竣工した建設工事であって、1件の請負代金額が1,000万円以上の建設工事（以下「優良表彰対象工事」という。）とする。ただし、次に掲げる建設工事は、表彰の対象としない。

- (1) 緊急に公共施設の修繕を行う建設工事又は軽微な修繕を数箇所にわたって行う建設工事
- (2) 道路、排水路等の除草又は浚渫を行う建設工事
- (3) 建築物の解体又は撤去のみを行う建設工事
- (4) 災害時の応急的な復旧を目的とする建設工事
- (5) 工事内容が、表彰の対象として適当でないと認められる建設工事
- (6) 市外業者が、単体又は市外業者同士で構成する共同企業体により施工した建設工事

(表彰の部門及び表彰の数)

第4条 優良建設工事の表彰は、次に掲げる部門ごとに行うものとする。この場合において、優良建設工事として表彰する建設工事がない部門があるときは、当該部門からは表彰しないものとする。

- (1) 土木工事部門（下水道工事を含む。）
- (2) 舗装工事部門
- (3) 建築工事部門
- (4) 管工事部門
- (5) 水道施設工事部門
- (6) 電気設備工事部門

(7) 災害復旧工事部門

2 前項に掲げる部門において、同一部門内に優良建設工事として表彰する建設工事が複数あるときは、当該部門から複数表彰するものとする。ただし、一の建設業者に係る建設工事が同一部門内に複数ある場合は、当該建設工事から一つの工事を表彰するものとする。

3 表彰する優良建設工事の数は、全部門合わせて10件までとする。

(優良建設工事の推薦)

第5条 総務部長は、建設工事を担当した部の長（以下「担当部長」という。）に対し、優良表彰対象工事の推薦を依頼するものとする。

2 担当部長は、前項の依頼を受けたときは、優良表彰対象工事のうち、二本松市工事成績評定要領（平成18年8月1日決裁）第5条の規定による工事成績評定点（以下「評定点」という。）が80点以上の建設工事から優良建設工事表彰候補推薦書（第1号様式）により総務部長に推薦するものとする。

(事前調査)

第6条 総務部長は、前条第2項の規定による推薦があったときは、当該推薦に係る建設工事（以下「推薦工事」という。）を受注した建設業者（以下「推薦建設業者」という。）について、次に掲げる事項に関して事前調査を行い、優良建設工事表彰候補事前調書（第2号様式）を作成し、次条に規定する二本松市優良建設工事表彰審査委員会に提出しなければならない。

(1) 優良表彰対象工事に係る評定点

(2) 表彰する年度の前年度に竣工した1件の請負代金額が100万円以上の建設工事で、当該工事に係る評定点が60点未満の工事の有無

(3) 表彰する年度の前年度に竣工した1件の請負代金額が100万円以上の建設工事に係る評定点の平均点

(4) 表彰する年度の前年度の4月1日から表彰の日まで（以下「表彰審査期間」という。）において、二本松市工事請負契約約款（平成17年二本松市告示第14号）第50条第1項各号のいずれかに該当し損害の賠償を請求された事実の有無

(5) 表彰審査期間において、二本松市建設工事等入札参加資格制限措置要領（平成20年3月31日決裁）の規定により、建設工事の競争入札への参加を制限する措置を受けた事実の有無

2 総務部長は、必要があると認めるときは、推薦建設業者に係る優良表彰対象工事の状況に関する資料を前項の調書とともに二本松市優良建設工事表彰審査委員会に提出するものとする。

3 二本松市優良建設工事表彰審査委員会は、必要があると認めるときは、総務部長に対し、推薦

工事の審査に関し必要な調査を行わせることができる。

(優良建設工事表彰審査委員会)

第7条 優良建設工事の表彰に関する審査を行うため、二本松市優良建設工事表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には副市長を、副委員長には総務部長をもって充てる。

3 委員には、市民部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長及び教育部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第9条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要に応じ、建設工事を担当した課の長等に出席を要請し、意見を聴くことができる。

(会議の特例)

第11条 委員長は、簡易な事項又は緊急を要する事項については、必要と認めるときは、会議の開催に代えて書面により各委員の意見等を求め、その回答をもって委員会の決定に代えることができる。

(審査)

第12条 委員会の審査は、書類審査及び現地審査により行うものとする。この場合において、土木工事部門の下水道工事、管工事部門及び水道施設工事部門の上水道工事で地下に埋設される管布設工事については、現地審査のほか工事写真等による審査を行うことができるものとする。

2 書類審査は、第6条の規定により提出された調書その他関係資料及び調査内容について、優良建設工事表彰候補推薦チェックリスト（第3号様式）により審査を行い、現地審査実施の対象となる建設工事の選定を行うものとする。

3 現地審査は、前項の書類審査により選定された建設工事について現地調査等を行い、優良建設工事表彰候補現地審査評定表（第4号様式）により評定し、及び当該評定表に基づく優良建設工

事表彰候補現地審査結果表（第5号様式）により、市長に表彰の候補者として報告する建設工事（以下「候補工事」という。）を選定するものとする。

4 委員長は、前項の現地審査の結果をもって、優良建設工事表彰候補報告書（第5号様式）により市長に報告するものとする。

5 委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（幹事会）

第13条 委員会の要請に応じて必要な事項を調査検討するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事は、推薦工事担当課長及び財政課長のほか委員長が指名する3人以内の職員とする。

3 幹事は、委員会の会議に出席して意見を述べ、及び前条第3項に規定する現地調査を行うことができる。

（表彰）

第14条 市長は、第12条第4項の規定に基づき報告された候補工事のうちから特に優れた工事を優良建設工事として決定し、当該工事の施行者を表彰するものとする。

2 表彰は、毎年市長の定める期日に実施するものとする。

3 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

（庶務）

第15条 表彰に関する庶務は、総務部財政課において処理する。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度発注工事より適用する。

附 則（平成21年告示第127号）

この要綱は、平成21年7月31日から施行する。

附 則（平成22年告示第84号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第13号）

改正

平成23年3月30日告示第64号

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第64号）

この要綱は、平成23年3月30日から施行する。

附 則（平成23年告示第78号）

この要綱は、平成23年4月20日から施行する。

附 則（平成24年3月29日告示第65号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月29日告示第147号）

この要綱は、平成28年6月29日から施行する。

附 則（平成29年5月12日告示第120号）

この要綱は、平成29年5月12日から施行する。

附 則（平成31年1月29日告示第12号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第70号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

優良建設工事表彰候補推薦書

年 月 日

総務部長

部長

表彰部門		
工事名		
工事場所		
請負業者名		
設計金額 円	請負代金額 円	工事成績表定点 点
工期 年 月 日から 年 月 日まで		
工事の概要		
推 薦 事 由	施工体制及び施工状況	
	出来形及び出来栄え	
	施工難度、創意工夫及び社会性	

全 景
(カラー キャビネ版 縁無し)

別方向 又は 近景
(カラー キャビネ版 縁無し)

第2号様式（第6条関係）

優良建設工事表彰候補事前調書

年 月 日

二本松市優良建設工事表彰審査委員会委員長

総務部長

請負業者名			
1	第6条第1項第1号に規定する優良表彰対象工事に係る評定点		
	年度	工事名	評定点

	項目	審査内容	審査基準
2	第6条第1項第2号に規定する工事	評定点が60点未満の工事の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(有の場合 件数及び点数)
3	第6条第1項第3号に規定する評定点の平均点	工事評定点の平均点	平均点
4	第6条第1項第4号に規定する損害の賠償の請求の有無	損害の賠償を請求された事実の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(有の場合 徴収の理由・内容)
5	第6条第1項第5号に規定する入札参加資格制限措置	入札参加資格制限措置を受けた事実の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(有の場合 処分の理由・内容)

第3号様式（第12条関係）

優良建設工事表彰候補推薦チェックリスト

書類審査 年 月 日

担当課	部 課 (監督員)		
表彰部門	土木 舗装 建築 管 水道施設 電気設備		
工事名	第 号	工事	
工事場所	二本松市 地内		
請負業者名			
設計金額	円	請負金額	円 工事成績評定点 点
工 期	着工 年 月 日 完成 年 月 日	完 成 日	年 月 日
工 事 の 概 要			
建設工事担当 部よりの推薦 事 由	施工体制及び施工状況		
	出来形及び出来栄		
	施工難度、創意工夫及び社会性		
点 検 項 目			
1 推薦建設業者の状況			
①請負金額が1,000万円以上の建設工事(前年度)			
年度	工事名	評定点	請負代金額
②評定点60点未満の建設工事の有無		無 有	100万円以上の建設工事(前年度)
③建設工事の評定点が平均70点以上か。		以上 未満	100万円以上の建設工事(前年度)
④損害の賠償を請求された事実の有無		無 有	
⑤入札参加資格制限措置の有無		無 有	

以上審査の結果、現地審査実施の対象工事として選定 する しない

第 4 号様式 (第12条関係)

優良建設工事表彰候補現地審査評定表

番号	部門	工 事 名	請負業者名	審査員名	
				現 地 審 査 評 定	
				表彰適格審査	特記事項
				<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不 適	
				<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不 適	
				<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不 適	
				<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不 適	
				<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不 適	
				<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不 適	
				<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不 適	
				<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不 適	
				<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不 適	
				<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不 適	
				<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不 適	
				<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不 適	
				<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不 適	

優良建設工事表彰候補現地審査結果表

				委員長確認		
番号	部門	工 事 名	請負業者名	現地審査結果		
				表彰適格審査	判 定	特記事項
				適 / 不適 /	<input type="checkbox"/> 選内 <input type="checkbox"/> 選外	
				適 / 不適 /	<input type="checkbox"/> 選内 <input type="checkbox"/> 選外	
				適 / 不適 /	<input type="checkbox"/> 選内 <input type="checkbox"/> 選外	
				適 / 不適 /	<input type="checkbox"/> 選内 <input type="checkbox"/> 選外	
				適 / 不適 /	<input type="checkbox"/> 選内 <input type="checkbox"/> 選外	
				適 / 不適 /	<input type="checkbox"/> 選内 <input type="checkbox"/> 選外	
				適 / 不適 /	<input type="checkbox"/> 選内 <input type="checkbox"/> 選外	
				適 / 不適 /	<input type="checkbox"/> 選内 <input type="checkbox"/> 選外	
				適 / 不適 /	<input type="checkbox"/> 選内 <input type="checkbox"/> 選外	
				適 / 不適 /	<input type="checkbox"/> 選内 <input type="checkbox"/> 選外	
				適 / 不適 /	<input type="checkbox"/> 選内 <input type="checkbox"/> 選外	
				適 / 不適 /	<input type="checkbox"/> 選内 <input type="checkbox"/> 選外	
				適 / 不適 /	<input type="checkbox"/> 選内 <input type="checkbox"/> 選外	

第6号様式（第12条関係）

優良建設工事表彰候補報告書

年 月 日

二本松市長

二本松市優良建設工事表彰審査委員会
委員長

番号	部門	工事名	請負業者名	推薦理由	特記事項